

基発 0325 第 10 号

平成 27 年 3 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う原子力損害が生じた場合の  
労災保険の取扱いの見直しについて

原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的  
制度については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号。以下  
「原賠法」という。）に規定されているが、原子力事業者（原賠法第 2 条第 3 項に  
規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の従業員が原子力損害（原賠法第 2 条  
第 2 項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）を受けた場合の労災保険の取扱  
いについては、原賠法附則第 4 条に基づき、昭和 54 年 12 月 27 日付け基発第 654  
号「原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う労災保険の取扱いについて」  
により指示してきたところである。

今般、「原子力損害の補完的な補償に関する条約」の締結に伴う国内法の整備の  
ため、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の  
一部を改正する法律（平成 26 年法律第 134 号。以下「平成 26 年改正法」という。）  
が別添のとおり公布され、平成 27 年 4 月 15 日から施行される。本改正に伴い原子  
力損害が生じた場合の労災保険の取扱いについても見直されるため、今後の取扱い  
については下記のとおり実施することとし、事務処理に遺漏なきを期されたい。な  
お、本通達は平成 26 年改正法による改正事項（記の 3 の（2））を除けば、原子力  
損害が生じた場合の現行の労災保険の取扱いを整理したものであり、従前の取扱い  
を変えるものではないため、念のため申し添える。

本通達は、平成 27 年 4 月 15 日から施行し、本通達の施行をもって、昭和 54 年 12  
月 27 日付け基発第 654 号は廃止する。

記

## 1 原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度について

### (1) 原子力損害（原賠法第2条第2項）

原賠法における原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害（身体的損害、物質的損害等の原子炉の運転等と相当因果関係のある損害を含み、原子力事業者自身が受けた損害は除く。）をいう。

### (2) 原子力事業者の無過失責任及び責任集中原則（原賠法第3条、第4条）

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときを除き、過失の有無にかかわらず、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害賠償責任を負う（無過失責任）。さらに、当該原子力損害が原子力事業者以外の者により生じた場合でも、当該原子力損害の賠償責任を原子力事業者のみに負わせ、その他の者の賠償責任は一切免責する（責任集中原則）。

### (3) 原子力事業者の求償権の制限（原賠法第5条）

原賠法では、責任集中原則の下で原子力事業者が行った賠償について、当該原子力事業者の求償権行使を、一定の場合に制限している。

平成26年改正法による改正前の原賠法（以下「旧原賠法」という。）第5条では、特約を別途結ぶ場合及び原子力損害が第三者の故意により生じた場合に限り、原子力事業者は当該第三者に対して求償権を有し、第三者とは、自然人・法人の如何を問わないとされていた。

しかしながら、平成27年4月15日以後は、平成26年改正法による改正後の原賠法（以下「新原賠法」という。）第5条により、書面による特約を別途結ぶ場合及び原子力損害が自然人の故意により生じた場合に限り、原子力事業者は当該特約の相手方又は自然人に対してのみ求償権を有し、原子力事業者は書面による特約を別途結んでいない法人への求償ができないこととなった。

## 2 従業員損害の原賠法による賠償と労働者災害補償保険法の規定による給付との調整について

### (1) 調整の基本的な考え方

原子力事業者が原子力損害の賠償と労災保険料の負担を二重に負担するという不合理を避けるため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定による保険給付（以下「労災保険給付」という。）で填補されない損害のみを原賠法による賠償の対象とするということが

両者間の調整の基本的な考え方である。

## (2) 具体的な調整方法

原子力事業者の従業員（原子力事業者の下請企業の従業員は含まれない。以下「従業員損害」という。）については、原賠法に基づく賠償を受けるほか、労災保険給付を受けることができるため、当該従業員又はその遺族がその損害の填補に相当する労災保険給付を受けるべきときは、労災保険給付が先行して行われ、原子力事業者の行う損害賠償については、以下の調整が行われる（原賠法附則第4条第1項）。

- ① 原子力事業者は、原子力事業者の従業員又はその遺族の労災保険給付を受ける権利が存続する間は、従業員損害賠償額のうち将来の労災保険給付相当額の部分については履行が猶予され、全損害額から当該相当額を控除した額を賠償すれば足りる。
- ② ①において、現実に労災保険給付が支給される都度、履行が猶予されている額がその分だけ減少し、原子力事業者はその分について最終的に賠償の責を免れる。

## 3 原子力損害に係る政府からの第三者に対する求償について

労災保険では、労災保険給付の原因となる事故が第三者の行為によって生じた場合、政府はその給付の価額の限度で、労災保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する（労災保険法第12条の4第1項）。

原賠法は、こうした労災保険の第三者求償の枠組みについて一定の変更を加えており、その具体的な取扱いについては下記の方法による。

### (1) 原子力事業者の従業員ではない者が原子力損害を受けた場合

原子力事業者の従業員を除く原子力損害の被害者は、当該原子力損害の発生の原因にかかわらず、責任集中原則に基づき、原子力事業者への損害賠償請求権を有するため、当該原子力損害について労災保険給付が行われた場合の政府による第三者求償は、労災保険法第12条の4第1項に基づき原子力事業者に対して行われる。

### (2) 原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合

#### ① 旧原賠法における取扱い（旧原賠法附則第4条第2項）

従業員損害が第三者により生じたときであっても、責任集中原則に基づき、当該従業員は原子力事業者への損害賠償請求権のみを有することになるが、当該原子力事業者は当該従業員の事業主にあたることから、原則として、労

災保険給付を行った場合でも政府は求償を行うことができない。

一方で、従業員損害が第三者の故意により生じたときは、原子力事業者が従業員に対して賠償を行った場合に当該第三者に対して求償できることとの均衡から、政府は労災保険給付を行った場合に当該第三者に対し、労災保険法第 12 条の 4 ではなく旧原賠法附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、求償を行うことができる。

## ②新原賠法における取扱い（新原賠法附則第 4 条第 2 項）

原子力事業者の求償権の制限について見直しが行われたこと（記の 1 の（3）参照）との均衡から、政府が第三者求償を行うことができるときに、従前の「原子力損害が第三者の故意により生じたものであるとき」から「他に原子力損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。）」とされたため、平成 26 年改正法の施行後は、法人の故意により生じた従業員損害で労災保険給付を行った場合は、政府は第三者求償を行うことができず、自然人が故意で行った行為により従業員損害が生じた場合には、当該自然人に対し新原賠法附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、政府は第三者求償を行うことができることとなる。

したがって、新原賠法の施行後は、従業員損害が自然人の故意により生じたものでないときで労災保険給付を行う場合は、政府が第三者求償を行うことができない一方、自然人の故意により生じたものであるときで労災保険給付を行う場合は、労災保険法第 12 条の 4 ではなく新原賠法附則第 4 条第 2 項の規定に基づき政府は第三者求償を行うことができる。

なお、新原賠法の施行（平成 27 年 4 月 15 日）前に従業員損害の発生の原因となった事実が生じた場合における政府の第三者求償については、なお従前の例による（平成 26 年改正法附則第 2 条第 3 項）。

## （3）原子力損害に係る求償事務の取扱い

上記（2）の①、②のいずれの場合も、求償は原賠法に基づく求償権により行われるものであり、損害賠償請求権の代位取得という構成をとる労災保険法第 12 条の 4 に基づく求償権の行使とは異なるものであるが、実際の取扱いについては、同条に基づく求償事務の例に準じて、原子力損害の発生の原因について責めに任ずべき第三者に対して求償事務を行うこと。

なお、原子力損害には特殊性・専門性があること、原子力事業者の求償との均衡を考慮する必要があること等に鑑み、万一原賠法に基づく求償事務を取り扱う必要が生じた場合には、本省に協議されたい。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百三十四号

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第一条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第一項第五号中「次項及び次条第二項において」を「以下」に改める。

第三条第二項中「原子力事業者間に」の下に「書面による」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

（被害者に重大な過失がある場合における損害賠償額の算定）

第四条の二 第三条の場合において、被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

第五条第一項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同じ」の下に「書面による」を加える。

第三章第二節中第九条の次に次の一条を加える。

（責任保険契約の制限）

第九条の二 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る第一項の規定による届出を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向かってその効力を生ずる。

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

5 前二項の規定に反する特約が被保険者に不利なものは、無効とする。

附則第四条第二項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。）」に、「当該第三者」を「当該自然人」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を「核燃料物質等」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（補償契約の解除の制限）

第十六条 核燃料物質等（賠償法第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。）の運搬に係る補償契約については、政府は、第十四条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に行われている核燃料物質等（第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律（次項において「旧賠償法」という。第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。）の運搬については、第一条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律（以下「新賠償法」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新賠償法第四条の二の規定は、この法律の施行前に原子力損害（旧賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。次項において同じ。）の発生の原因となつた事実が生じた場合における損害賠償額の算定については、適用しない。

3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

文部科学大臣 下村 博文  
内閣総理大臣 安倍 晋三